

県産品販路拡大支援事業（令和7年度補正）に係る留意事項について

この資料は応募申請時と実績報告時の主なポイントや留意事項についてまとめたものになります。必ずご一読いただくとともに、『県産品販路拡大支援事業補助金（令和7年度補正予算）募集要項』及び『県産品販路拡大支援事業補助金交付要綱』についてもあわせてご確認いただきますようお願いいたします。

応募編 ●共通要件

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号に定める法人（企業組合、協同組合等）であって、岡山県内に主な事業所等を有し、次の基準を満たす **県産品の製造事業者**

加工食品及び非食品（※）のうち原則以下の①または②に該当する製品を製造するものを指します

- ① 岡山県内において製造又は加工の最終段階が行われていること
- ② 岡山県外において製造又は加工の最終段階が行われているものにあつては、当該商品において重要な部分を占める原材料が岡山県産であること

※ただし、機械系ものづくりの製造品（石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具及び輸送用機械器具）は対象外です。

応募編 ●事業類型及び補助対象経費

補助対象経費全般に係る留意事項

すべての経費において発注・契約は令和8年2月1日以降に実施したものしか認められません。（開発費、委託外注費であれば発注日、展示会等出展費であれば申込日が令和8年2月1日以降の必要があります。）

また、令和8年2月1日以降の支出であっても、実績報告時に必要な証憑類等が提出できないものは補助対象となりません。実績報告時に必要な証憑類もあわせてご確認ください。

その他補助対象とならない経費については**募集要項のP3**に記載されています。必ずご確認ください。

支払いについては「金融機関による振込」か「**会社または代表者の名義のクレジットカードによる支払い※**」しか認められません。**現金払・手形・相殺などの支払いは補助対象外となりますのでご注意ください。**

また、支払いは令和9年1月31日までに完了している必要があります。

※（ウ）海外展示会出展事業における海外渡航費においてのみ出張者本人のクレジットカードによる支払いを認めます。

開発費：新商品開発に伴うパッケージデザインや試作開発等の経費

外部のデザイン会社等にパッケージやラベル等のデザインを委託する際の経費やテストマーケティングに使用するためのサンプル見本を制作するための図面作成費、版代、設計費等の経費（原材料費は含まない。）、試作に必要な機器等のレンタルに係る経費等が補助対象となります。

委託・外注費：自ら実行することが困難な外注加工、市場調査、商品検査、知的財産権取得等の業務

新商品開発に不可欠な加工を外部に委託する経費や専門機関に依頼する商品の品質等の検査費用、新商品のマーケティング調査を行う場合の調査会社等への支払いが対象となります。特許取得等に係る収入印紙代は補助対象となりませんのでご注意ください。

委託外注費を計上する場合は実施報告書等、委託内容が明確に分かる証憑類を実績報告時に提出していただきます。成果等について不明瞭な経費は補助対象となりませんのでご注意ください。

借料・展示会等出展費：事業の実施期間中に開発した新商品のテストマーケティングに係る会場借料、県内外展示会出展料・什器費・装飾費

新商品のテストマーケティングを行うための外部展示会出展料（※）や自社でテストマーケティングを行う際の会場借料、テストマーケティングのために使用する什器等の**レンタル費用**、外部に委託する装飾費が補助対象となります。備品等を購入する費用は補助対象となりません。

※（ア）商品開発・テストマーケティング事業では**まだ市場流通していない新商品**のテストマーケティングを主目的とする場合のみ外部展示会出展料を計上することができます。既存製品のPR等を主目的とする場合は（イ）国内展示会出展事業にご申請ください。

広報費：事業の実施期間中に開発した新商品に係るパンフレット・チラシ等宣伝材料作成費、デジタル広告・新聞・雑誌等による宣伝広告費

開発した新商品に係るチラシ・パンフレット・PR動画の作成の費用が補助対象となります。会社案内の作成やHPの新設・改修等に係る費用は補助対象となりませんのでご注意ください。宣伝広告費は、事業完了後に入稿データや掲載物の写真、掲載日が確認できるものの提出が必要になりますので、ご注意ください。

応募編 ●事業類型及び補助対象経費 (イ) 国内展示会出展事業

展示会等出展費：国内（県外に限る。）展示会等の出展料・什器費・装飾費

国内かつ県外で開催される外部展示会出展料や什器等の**レンタル費用**、外部に委託する装飾費が対象となります。備品等を購入する費用は補助対象となりません。また、自社で場所を借りて行う展示会は対象外です。

広報費：パンフレット・チラシ等宣伝材料作成費、デジタル広告・新聞・雑誌等による宣伝広告費

展示会にて使用するチラシ・パンフレット・PR動画の作成の費用が補助対象となります。宣伝広告費は、事業完了後に入稿データや掲載物の写真、掲載日が確認できるものの提出が必要になりますので、ご留意ください。

展示会等出展費：海外展示会等の出展料・什器費・装飾費・展示物等輸送費（倉庫保管料及び保険料を含む。）

海外で開催される展示会の出展料や什器等の**レンタル費用**、外部に委託する装飾費、展示物等輸送費（倉庫保管料及び保険料を含む。）が補助対象となります。ただし販売を主目的とした催しに出展する場合は展示物等輸送費は補助対象外となります。備品等を購入する費用は補助対象となりません。

広報費：パンフレット・チラシ等宣伝材料作成費、デジタル広告・新聞・雑誌等による宣伝広告費

展示会にて使用するチラシ・パンフレット・PR動画の作成の費用が補助対象となります。宣伝広告費は、事業完了後に入稿データや掲載物の写真、掲載日が確認できるものの提出が必要になりますので、ご注意ください。

通訳・翻訳費：海外展示会における通訳費、海外展示会で使用する広報に係る翻訳費

展示会会期中の自社ブース等での通訳に係る費用及び展示会で使用する広報に係る宣伝材料の翻訳費が補助対象となります。海外にて別日程にて実施する商談等のための通訳費は補助対象となりません。

海外渡航費：海外展示会等の出展料の負担を伴う役職員の航空賃及び宿泊費

海外渡航費は補助対象経費に海外展示会等の出展料を計上する場合のみ申請できます。旅費単独では申請できませんのでご注意ください。

海外渡航に係る航空賃及び展示会期間中の宿泊費のみが対象です。国内移動や現地での電車移動等に係る経費は対象外です。旅行代理店等にまとめて支払われる場合は請求書等で航空賃と宿泊費の明細が分かるようにしてください。

宿泊費は宿泊する都市ごとに上限額が決まっています。以下のリンクから一覧をダウンロードできますのでご確認ください。↓

<https://www.okachu.or.jp/wp-content/uploads/2026/01/koumuinryohikitei.pdf>

応募編 ●提出書類

- ①各対象経費に対応する見積書（各経費の品名や仕様、価格、納期等の概要が記載されたもの）
- ②上記①と同一条件の相見積書又は業者選定理由書【参考様式1】
- ③展示会等選定理由書【参考様式2】（（イ）（ウ）の場合）

全補助対象経費について必ず見積書は必要です。展示会出展要項等、価格が分かるものが別途ある場合は代用することも可能です。

※海外渡航費を計上する場合は見積書の代わりに『参考様式6_旅費計算書』を提出してください。

『開発費』、『委託・外注費』、『広報費』、『通訳・翻訳費』について見積額が税抜20万円以上の場合は原則として相見積書の提出が必要となります。特殊な権利を保有しているなど依頼先が1社に限定される理由がある場合は『参考様式1_業者選定理由書』を相見積書に代えることが可能です。

応募編 ●提出書類

④誓約書【参考様式3】

⑤直近1期分の決算書の写し

(法人の場合) 表紙・貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費内訳書・製造原価報告書又は完成工事原価報告書・株主資本等変動計算書・個別注記表

(個人事業主の場合) 青色申告決算書(表紙兼損益計算書・月別売上・貸借対照表)

※創業から間もないなど、確定した直近1期分の決算書の提出ができない場合、法人の場合は、『履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の写し』、個人事業主の場合は、『開業届の写し(税務署の受付印があるもの)』を提出してください。

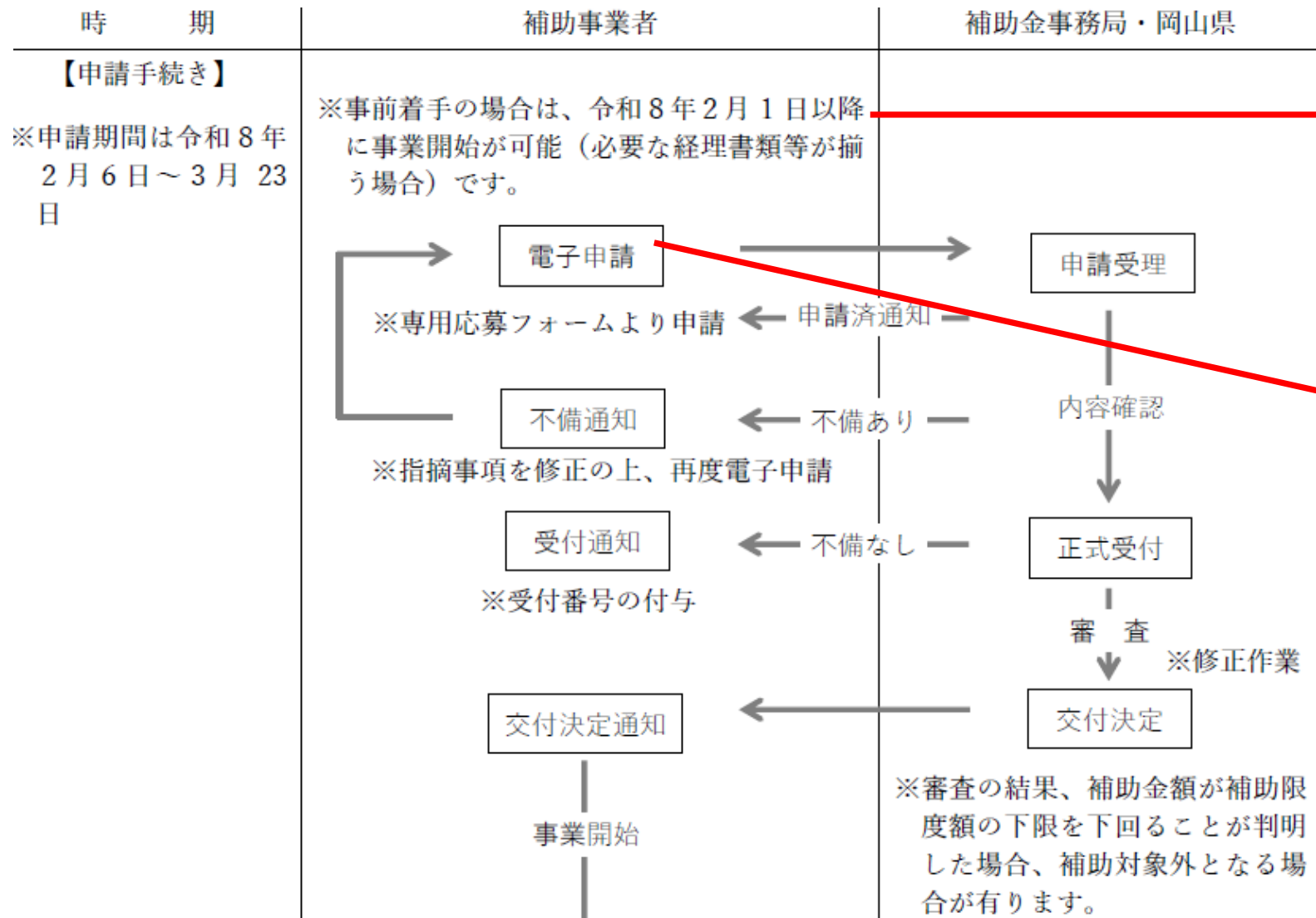
※個人事業主で青色申告決算書が提出できない場合は、直近の確定申告書別表1を提出してください。

⑥**県税**に未納がないことの証明ができる書類(各県民局又は地域事務所で発行する完納証明書)又は徴収の猶予を受けていることがわかる証明書の写し

※市税や国税のものとは間違わないようご注意ください。

⑦応募内容セルフチェックリスト【参考様式4】

応募編 ●申請の流れ



令和8年2月1日以降に発注した経費であれば交付決定前の事前着手も可能ですが、補助対象とならない経費であることが後に判明した場合補助金の交付ができない可能性がありますのでご注意ください。

応募申請は電子申請フォームより行ってください。手続きは電子申請マニュアルをご参照ください。

実績報告編

補助事業の実績報告は電子申請システムから行っていただきます。
申請用のアドレスは交付決定した事業者様に個別にメールでお送り
しますので、交付決定時のメールをご確認ください。

見積書（相見積書）	交付申請時に添付したものと変更がなければ不要。	【全経費共通】
契約書（注文書）	補助事業者と発注先で契約した内容を確認します。 必要項目 契約日、契約者名、契約内容、契約金額	【全経費共通】 ※海外渡航費は除く
請求書	納品された内容に対して販売事業者から補助事業者へ代金の請求が行われたことを確認します。 必要項目 請求日、請求した者、請求された者、請求内容、請求金額、振込先口座情報	【全経費共通】
支払いの証明書類	請求された内容に対して補助事業者が販売事業者へ代金の支払いを行ったことを確認します。 必要項目 支払方法、支払日、支払者、支払先口座情報、受取人、振込先、支払金額、手数料の額	【全経費共通】
成果物・写真等	補助対象経費に対して得られた成果について確認します。開発した試作品の写真や作成したチラシのデータ等を提出していただきます。 (成果物・写真等 提出一覧)	(ア) 【開発費】 【委託・外注費】 【広報費】 (イ) 【広報費】 (ウ) 【広報費】 【翻訳費】
展示会等出展報告書	展示会等出展や販路開拓のための旅費について内容を確認します。 ※参考様式5	(ア) 【借料・展示会等出展費】 (イ) 【展示会等出展費】 (ウ) 【展示会等出展費】
受払簿	使用した原材料や副資材について入出庫の履歴や残存数について確認します。※参考様式7	(ア) 【開発費】
旅費計算書	旅費に係る経路等について確認します。※参考様式6	(ウ) 【海外渡航費】

(ア) 商品開発・テストマーケティング事業		
経費科目	代表的な事例	提出が必要な成果物・写真等
開発費	パッケージデザイン	デザインデータ等
	パッケージ等サンプル見本作成	完成品の写真
	試作に必要な機器等のレンタル	機器にて試作を行ったことがわかる写真、契約期間が補助事業期間を超える場合は、按分等の方式により算出された事業期間分が分かる資料
委託・外注費	試作開発に係る外注加工、商品検査	作業完了に係る報告書および完成品の写真
	市場調査	調査内容報告書等
	知的財産権取得等の業務	議事録や指導日報、指導のために用いた資料、指導を受けている状況の写真等、成果である指導内容が具体的かつ詳細にわかる資料
借料・展示会等出展費	テストマーケティング開催、県内外展示会出展	参考様式5「展示会等出展報告書」参照
広報費	チラシ・パンフレット・PR動画の作成	完成品のデータ等
	開発した新商品に係る新聞・雑誌等による宣伝広告	入稿データや掲載物の写真、掲載日が確認できるもの

(イ) 国内展示会出展事業

経費科目	代表的な事例	提出が必要な成果物・写真等
展示会等出展費	県外（国内に限る。）展示会出展	参考様式5「展示会等出展報告書」参照
広報費	チラシ・パンフレット・PR動画の作成	完成品のデータ等
	展示会出展に係る新聞・雑誌等による宣伝広告	入稿データや掲載物の写真、掲載日が確認できるもの

(ウ) 海外展示会出展事業

経費科目	代表的な事例	提出が必要な成果物・写真等
広報費	チラシ・パンフレット・PR動画の作成	完成品のデータ等
	新聞・雑誌等による宣伝広告	入稿データや掲載物の写真、掲載日が確認できるもの
翻訳費	パンフレット・チラシ等の外国語翻訳	翻訳後の成果物データ等
通訳費	海外展示会における通訳	作業完了に係る報告書
展示会等出展費	海外展示会出展	参考様式5「展示会等出展報告書」参照
海外渡航費	海外展示会出展のための海外渡航	参考様式6「旅費計算書」

契約書または発注書

1 ●●●● 売買契約書

売主株式会社（以下「甲」と買主株式会社（以下「乙」）は甲の販売する商品に関し、次のとおり契約（以下「本契約」）を締結する。

2 第1条（契約の内容）
本契約の内容は次のとおりとする

①内容	●●●●	AAA	1式
	△△△△	BBB	1式
	◇◇◇◇	CCC	1式

3 第2条（契約金額）
本契約の契約金額は●●●●●円也（うち消費税額●●●●円）とする

本契約の成立を証するため、この契約書を2通作成して、甲乙各自1通を保有するものとする。

4 令和8年●月●日

甲 住所 岡山市北区○○1-2-3

5 氏名 売主株式会社

乙 住所 倉敷市○○4-5-6

氏名 買主株式会社

1 発注書

5 4 No.123456-7890
売主株式会社 御中 発行日：令和8年●月●日

〒700-0000
岡山市北区○○1-2-3
営業部 ●● 様

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通り発注申し上げます

2 3 合計金額 ￥660,000（税込）

発注内容	数量	単価（円）	金額
●●●● AAA	1式	100,000	100,000
△△△△ BBB	1式	200,000	200,000
◇◇◇◇ CCC	1式	300,000	300,000

小計（税抜） ￥600,000
消費税（10%） ￥60,000
合計（税込） ￥660,000

買主株式会社 5
〒800-0000
倉敷市○○4-5-6
☎：0864-○○○-○○○

★
会株買
社式主

- 1 書類名：補助対象となる本事業の経費の契約書かどうか
- 2 契約内容：内容・数量等が確認できるかどうか
- 3 契約金額：金額及び消費税額が明記されているかどうか
- 4 契約日：令和8年2月1日以降で契約されているかどうか
- 5 契約者：契約者が補助事業者と発注先になっているか
- ★ 押印：電子契約を除き、押印またはサインがあるかどうか
※押印は丸印（代表者印）、角印（社判）のいずれか。
※サインは上記押印に等しい効力のある代表者のサインなど。担当者のサインは不可。

1 請求書

3

買主株式会社 御中

2 No.123456-7890
発行日：令和8年●月●日〒800-0000
倉敷市〇〇4-5-6
☎：0864-〇〇〇-〇〇〇平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます

5

請求金額 ￥660,000

6

請求内容	数量	単価（円）	金額
●●●● AAA	1式	100,000	100,000
△△△△ BBB	1式	200,000	200,000
◇◇◇◇ CCC	1式	300,000	300,000

小計（税抜） ￥600,000
消費税（10%） ￥60,000
合計（税込） ￥660,0004 売主株式会社
〒700-0000
岡山市北区〇〇1-2-3
☎：086-〇〇〇-〇〇〇会株売
社式主

☆

★

振込先：▲▲銀行 ●●支店（普通）1111111

1

書類名：発注した案件に対する請求書かどうか

2

請求日：契約日（又は発注請日）以降の請求かどうか

3

請求先：補助事業者に請求されているかどうか

4

請求元：発注先からの請求かどうか

5

請求内容：補助対象経費の内容等が明確になっているかどうか

6

請求金額：発注した金額と同一かどうか

★

支払条件：振込先等が記載されているかどうか

☆

押印：電子データでのやり取りのみの場合を除いて押印があるかどうか

※押印は丸印（代表者印）、角印（社判）のいずれか。

支払いの事実に関する客観性の担保のため、支払方法は「**金融機関による振込**」か「**会社または代表者の名義のクレジットカードによる支払い※**」に限ります。その他の支払方法は認められません。

また、発注先への支払いは補助事業者の名義で行い、銀行振込受領書等により支払いの事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしてください。なお、補助事業期間内に全ての支払いが完了していない場合、補助金の一部または全部の交付ができませんので、特に分割での支払いにはご注意ください。

※海外渡航費に限り出張者本人のクレジットカードでの支払いが認められます。

金融機関による振込の場合は「窓口での支払」「インターネットバンキングによる振込」「ATM利用による振込」があります。それぞれ必要となる証憑類が異なりますので次ページ以降の参考例をご確認ください。

支払いの証明書類

②インターネットバンキングによる振込の場合

トップ > 資金移動 > 取引履歴の照会 2025年02月10日 13時32分29秒

取引履歴詳細

取引履歴の詳細は以下の通りです。
取引履歴の詳細を印刷する場合は、「画面印刷」ボタンを押してください。

画面印刷

データ情報

状態	正常終了
受付番号	2510614RAFNBJV5
送信日時	2025年01月06日 14時40分22秒
送信者	██████████
登録日時	2025年01月06日 09時39分37秒
登録者	██████████
承認日時	2025年01月06日 14時40分11秒
承認者	██████████

振込内容

支払元口座

株式会社 トヨタファイナンス

普通預金 ██████████

おカマケンチウヨウキョウヨクダントイチウカク

振込先口座

中国銀行 本店営業部

普通預金 ██████████

(カ) ██████████

支払金額 **14,553円**

先方負担手数料 0円

振込金額 14,553円

振込手数料 110円

支払金額合計 **14,663円**

依頼人名 おカマケンチウヨウキョウヨクダントイチウカク

コメント欄

振込予定日 **2025年01月06日**

『インターネットバンキングの取引履歴詳細（振込先の口座番号等が分かるもの）』に加えて、資金が移動したことを確認するために『インターネットバンキングの入出金明細』または『通帳の取引該当部分』を提出してください。

年月日	記号	お払戻し金額	お預り金額/お利息	差引残高	備考
1					103
2					960*
3					103*
4	07-01-06	100	*14,663	B0106 (カ)	103*
5					103*
6					103*
7					103*
8					103*
9					103*
10					103
11					103
12					960*

Or

2510614RAFNBJV5	株式会社 トヨタファイナンス	中国銀行 本店営業部	2025年01月06日	支払金額	登録者	コメント 詳細 お取引が完了しました。
2025年01月06日	普通預金	普通預金	14時40分22秒	14,553円	承認者	
14時40分22秒	振込	(カ)		振込金額	送信者	
正常終了	おカマケンチウヨウキョウヨクダントイチウカク			14,553円		
				手数料		
				110円		

クレジットカードによる支払については**会社または代表者の名義のカード※**による支払に限られます。

支払いを行ったことを証明する証憑類として『**クレジットカードの請求明細**』を提出してください。

※海外渡航費に限り出張者本人のクレジットカードでの支払いが認められます。

クレジットカード請求明細						
2024年05月01日						
1	1	10000	10000	1	10000	10000
2	2	10000	10000	2	10000	10000
合計						40000
日	月	項目	金額	元	角	合計
1	1	10000	10000	1	0000	10000
2	2	10000	10000	2	0000	10000
合計						20000

海外渡航費

(ウ) 海外展示会出展事業において海外渡航費を計上した場合は下記の書類が必要となります。

1. 旅費計算書（参考様式6）
2. 支払いを証明する書類（金融機関の振込履歴又はクレジットカードの請求明細）
3. 旅程が分かるもの（領収明細、予約確認メール等）及び航空賃の領収書
4. 搭乗券又は搭乗証明書
5. 宿泊施設の領収書（宿泊者の氏名が明記されているもの）

留意事項

- 海外渡航費に限り出張者本人のクレジットカードでの支払いが認められます。
- 海外渡航費に係る**航空賃**及び宿泊費のみが補助対象です。
- 宿泊費は都市ごとに上限金額が異なります。
- 搭乗券の提出が必要となりますので忘れずに保管してください。